

平成
26年度

国保税の税率等が決まりました



納税義務者は世帯主です

国民健康保険(国保)税は、加入者の医療費、後期高齢者の医療費を現役世代から支援する費用、および介護保険サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。平成26年度の国保税の税率等が決まりましたのでお知らせします。

国保税率の設定に当たっては、医療費の伸び率を対前年度比2・7%と見込みました。それにより試算すると、一人当たりの国保税賦課額は対前年度比24・8%増となります。そこで国保税率の急激な上昇を緩和するため、前年度繰越金のうち約1億1千万円を国保税軽減に活用するとともに、財政調整基金を2億5千万円取り崩し、一人当たり国保税賦課額を対前年度比6・0%増に抑えました。

また、低所得者の負担を軽減するため、国保税の軽減判定基準を緩和しました。

一世帯当たりの

国保税額の決まり方

国保税は①医療分(以下「医療分」)②後期高齢者等支援金分(以下「支援金分」)③介護納付金分(以下「介護分」)の加入者の所得、固定資産、人数などに基

- ①医療分
- + ②支援金分
- + ③介護分
- ＝ 国保税

づき、それぞれの税率などにより算出します。



40歳以上65歳未満の方が対象)一の三つの課税区分の合計額が、その世帯の国保税額となります。

各課税区分の税額は、世帯

《平成26年度の課税区分ごとの税率》

税率等	課税区分	①医療分	②支援金分	③介護分
所得割(所得に応じて)		5.77%	1.24%	2.45%
資産割(固定資産税に応じて)		24.20%	5.20%	12.54%
均等割(被保険者数に応じて)		23,400円	5,200円	12,000円
平等割(1世帯につき)		18,800円	4,200円	6,500円
賦課限度額		510,000円	160,000円	140,000円

①医療分

1年間に予想される医療費の総額から算定

国保が負担する医療費等から、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

②支援金分

国が定める後期高齢者医療費の額で決定

後期高齢者医療費の約4割を医療保険者が負担し合います。国保が負担する支援金額から国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

③介護分

国が定める介護費用の額で決定

介護納付金の額から、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。



世帯主が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

国保税には減免・軽減制度があります

■減免制度

▼災害・廃業・生活困窮世帯に対する減免

災害・廃業・生活困窮などで国保税を納めることが困難となった場合には、その程度により国保税の一部が減免される場合があります。

▼被用者保険等の被扶養者が国保被保険者となったことによる減免(三分の間)

75歳になる方が、被用者保険等の被保険者(本人)から後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者が国保に加入した場合には、所得割・資産割が免除され、均等割と平等割が2分の1に軽減されます。

■前年所得(世帯主と被保険者の合計)が下記の金額以下の世帯

区分	現行	改正後
7割軽減	33万円	(現行通り)
5割軽減	33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 世帯主)	33万円 + 24.5万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 35万円 × 被保険者数	33万円 + 45万円 × 被保険者数

■軽減制度
▼低所得世帯に対する軽減

前年の総所得金額が次のような世帯は、均等割額と平等割額を軽減します。

なお、本年度から5割軽減と2割軽減の判定基準が緩和されました。

▼後期高齢者医療制度への移行に伴う激変緩和措置

後期高齢者医療制度への移行に伴って、同じ世帯に属する被保険者の国保税が過大とならないよう、次の措置を講じます。

・国保税の軽減判定

国保から後期高齢者医療制度へ移行することで、世帯の国保被保険者が減少しても、従前どおり後期高齢者の所得と人数を含めて軽減判定を行います。

・平等割の軽減

国保から移行した後期高齢者と同じ世帯に属する国保単身世帯について、医療分と支援金分の平等割を、移行した月から5年間は2分の1、その後3年間は4分の1を減額します。

▼非自発的失業者に対する軽減(離職した月の翌年度末分まで)

平成21年3月31日以降に解雇や倒産などで、非自発的な離職を余儀なくされた国保加入者について、国保税算定に用いる前年所得のうち、給与所得を10分の3に減額して計算します。

※詳細は、市民課国保医療係に問い合わせてください(申告書の提出が必要)。

国保税を長い間滞納すると

特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格者証」を交付することになります(ただし、高校生以下の加入者については6カ月の短期保険証を交付します)。



この場合は、医療費を一度、全額自己負担していただき、後で保険給付分を申請により支給することとなります。納付が困難な方は、税務課収税係に相談してください。

《問合せ》

- ◎申告・課税に関すること 税務課市民税係 ☎21-9045
- ◎納税方法に関すること 税務課収税係 ☎23-11118
- ◎医療・給付に関すること 市民課国保医療係 ☎21-9061

国民健康保険のお知らせ

高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証等

高齢受給者証、特定疾病療養受療証

■新しい受給者証を郵送

新しい受給者証(8月1日から有効)を、7月下旬に送付します。有効期限の切れた受給者証は使用できませんので注意してください。

▼対象

- ① 高齢受給者証 昭和14年8月2日から昭和19年7月1日生まれの国民健康保険被保険者
- ② 特定疾病療養受療証 特定疾病療養受療証をお持ちの国民健康保険被保険者

限度額適用認定証、標準負担額減額認定証等

■有効期限は 7月31日(木)

外来・入院時の一部負担金や食事代を軽減するために、市が発行しています。引き続き認定証が必要な方または新たに必要の方は申請してください。

▼対象

- ① 限度額適用認定証 70歳未満の国民健康保険被保険者で、納期限到来の国民健康保険税を完納している世帯の方
- ② 標準負担額減額認定証 70歳未満の国民健康保険被保険者で、国民健康保険の世帯主を含む被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方
- ③ 限度額適用・標準負担額減額認定証 70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者で、国民健康保険の世帯主を含む被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方

▼申請書類等

- ① 身分証明書(免許証等)
 - ② 国民健康保険被保険者証
 - ③ 印鑑
 - ④ 過去1年間に入院日数が90日を超える方は、そのことのできる書類(医療機関の発行する入院期間証明や領収書等)
- 《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061 または各支所市民福祉係